

第1回滋賀県特別支援教育支援委員会（概要）

開催日時：令和元年9月6日（金）午後2時00分～午後4時00分

開催場所：滋賀県庁北新館5階5-B会議室

出席委員：宇野委員、上ノ山委員、福田委員、渡部委員、柴田委員、小島委員、
尾代委員、井上委員、山田委員、菊池委員、一色委員、甲津委員、酒見委員、
西村委員

欠席委員：磯部委員、日根野委員、宮崎委員、中川委員、四谷委員、岩田委員

事務局：（特別支援教育課）森課長、宮地参事、大橋参事、岡田主査、海下指導主事

【会議概要】

・開会挨拶

・委員紹介

・議事

(1) 副会長の選出

(2) 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について（資料1-1）

(3) 本県における特別支援教育の現状と課題・施策について（資料1-2～1-5）

・今年度の取組（資料2）

・「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」における特別支援教育の推進について

(4) 学びにくさのある児童生徒への指導・支援について

・学びにくさのある子どもへの指導充実事業（小中学校）（資料3-1）

・高等学校特別支援教育推進事業（高等学校）（資料3-2）

《議事(1)について》

(会長)

特別支援教育支援委員会規則第2条第2項により「副会長は、委員の互選によって定める」と規定されているので、副会長をお一人、選出したい。

意見がないので、事務局案があったらお願いしたい。

(事務局)

副会長として、県立野洲養護学校長 小島委員にお願いしたいと考えるが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

それでは、副会長は、小島委員にお願いする。

《議事(2)(3)について、事務局より説明》

(委員)

資料1-4における個別の指導計画作成率について、小学校の作成率が28,29年度は95%台、96%台と推移をし、31年度に91%台と数値が下がった理由があれば知りたい。

(事務局)

個別の指導計画の作成状況は、市町教育委員会からの報告を通じて把握をしているが、作成が難しい場合の理由として、「各校の特別支援教育に係る委員会において個別の指導計画の作成が必要と判断され、保護者の同意を得て作成するという考えから、調査の時期にはまだ作成に至っていないことが作成率に反映している状況もある。」と聞いている。個別の指導計画は、保護者の同意を得てから作成するというわけではなく校内支援に活用する資料として作られているということもある。実際は、校内委員会では作成すると判断しているが、計画作成についてもう少し様子を見ているところもあると思われる。

学校現場の委員がいらっしゃるので、現場の声をお聴かせいただけるとありがたい。

(委員)

個別の指導計画と個別の教育支援計画の定義を教えてください。

(事務局)

個別の指導計画は、学校現場の直接的な指導において幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行われるように、子どもの実態に合わせた指導目標や指導内容、方法について等、具体的な内容を書いていく計画。個別の教育支援計画は、福祉、医療、労働等の関係機関等の連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫した的確な支援を行うためにいろいろな立場の方からの情報も盛り込んだ計画というふうに定義されている。

(事務局)

補足説明すると、個別の指導計画は、授業の中で文字を拾って読んでいくことが難しい子どもであれば、隙間の入ったスリットを使って見るべき箇所に注目できるように工夫をすることや、国語では、算数ではというように、この学習ではこんな工夫をしていくというようなことを書き表したものである。個別の教育支援計画は、もっと広い意味のものになる。

(委員)

両計画の対象者の数は、違うものなのか？

(事務局)

保護者の同意がないと作成しづらいというのが個別の教育支援計画ということになり、個別の指導計画は、そういった同意等を得なくても作っていくということ言えば、本来は個別の指導計画の方が、数としては多くなるととらえている。

(委員)

個別の指導計画は、今、子どもにどう支援していくかということを書いているもので、すぐに計画を立てる段階にはいかないという状況の子もいる。学校によって作成数としてカウントするかどうかという辺りのずれがあり、そのあたりが数字に表れているのかもしれない。

個別の教育支援計画は、子どもの先々を考え、縦と横に広く見ているような機関と連携しながら、学校生活、日常生活、放課後の時間等を含めて、どんなふう子どもを支えていくかを考え、保護者と一緒に作っていくもの。特別支援学級在籍の子や通級指導教室に通っている子には、必ず作成するという取組が進められているところ。

(委員)

事務局がおっしゃるとおり、要するに、保護者の了解があるかないかということが大きいのではないと思う。中学校では、多くの場合が小学校で作成されたものを引き継ぎ中学校版という形で作成している場合もあるし、中学校から作成するという場合は、校内委員会で判断して作成していくことになる。作成率が100%になっていない理由として、作成を予定しているがまだ取り掛かれていなかったということが時々あるので、それが数字に表れているのではないか。そして、県からの調査の時期に、管理職が確認をして作成を促すというようなことも残りの数%に表れているのではないかと思う。中学校卒業後、計画を引き継いでいっているの、高等学校における作成の状況が増えているということはよくわかる。昨年度、湖東ブロックにおける中高の校長が集まっての
人権教育にかかる会議において、課題のある生徒に関して個別の教育支援計画を引き継いだ生徒は、高校に通い続けて卒業し、同じような状況のある生徒で中学校時に計画が作成されていない生徒の中には、進路変更や中退が見られるというような状況がみられるというようなことをおっしゃっていた。それを聞いて、学校に持ち帰ってしっかり作成していこうということを教職員に話をしたところ。

《議事(4)について、事務局より説明》

(委員)

発達障害支援アドバイザーとスーパーバイザー、高等学校特別支援教育巡回指導員の違いについて聞きたい。

(事務局)

モデル地域を指定しての「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」において、発達障害支援アドバイザーと呼んでいるのは、教員OBの方で特別支援教育の視点から小中学校にアドバイスをしていただける方のことである。発達障害支援アドバイザーは、2モデル地域(栗東市と日野町)に1人ずつの配置であるが、実際に1人分の勤務時間を、栗東市では3人で、日野町では1人が対応をいただいている。

スーパーバイザーは特別支援教育に非常に専門性が高い2名の方をお願いしている。具体的には、びわこ学院大学の小西喜朗先生と発達障害指導のスーパーバイザーとしてご活躍されている滋賀県総合教育センター相談員の久郷悟先生をお願いしている。

高等学校特別支援教育巡回指導員は、特別支援学校の校長経験者1名が派遣対象校に巡回し指導を行っている。以前は心理職の方等に講演をしていただいていたが、学校への具体的な指導ということから現在は指導員が巡回をする事業としている。ただ、全部の高校に対応することにはいかないの、指定校については熟考の上決定しているが、これまでの何年間かでフォローする学校ということから、実際には20校近くの学校を巡

回指導させていただいている。その他、大学教授や臨床心理士の先生方に、「専門家チーム」として、高校の要請に応じて研修をしていただく仕組みもある。

(委員)

随時質問したいという要望が学校からあったときは、対応しているのか。

(事務局)

栗東市と日野町については、発達障害支援アドバイザーを定期的に派遣しているので、随時対応させていただいている。スーパーバイザーの先生方には、一定練った授業の研究會に参加していただき、モデル地域の取組がどうかというところをモニタリングして今後の指導に活かしている。

(委員)

特に小中学校は義務教育なので、最後にユニバーサルなところを目標にされているということは素晴らしいと思うが、全ての小中学校にこのようなアドバイザーを配置していただけるような取組が必要と思う。

(事務局)

市町発達支援センターや教育委員会を中心に相談体制は整ってきているところであるが、市町によって状況の違いはあるかと思う。「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」は今年度から開始した事業であるが、その前段、平成 28 年から平成 30 年度に実施した「発達障害のある子どもへの指導充実事業」においても、モデル地域で実施した発達障害への指導や支援の好事例の発信に取り組んだ。県内の発達障害に関わる指導のさらなる充実を目指し、市町における指導や支援の充実に生かしていただけるように、いろんな市町にモデル地域になっていただき、好事例の発信ができるよう事業に取り組んでいる。

(会長)

全ての市町に配置できればいいが、予算としても難しいところがあるので、県としては見本を示して普及を目指すというような方向を取っている。他のやり方があるじゃないかというようなご意見や具体的なお提案とかいうことがもしあれば聞かせていただきたい。

(委員)

「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」において、指導の好事例の発信が良いという話があったが、一斉指導で当たり前普通にいろんな課題のある子どもたちのことも視野に入れて授業をしている先生がいらっしゃるの、その良さをピックアップしてその意味をしっかりと伝えたり発信したりすることが大切ということ、学校でも取り組み始めている。県総合教育センターが発信してくださった研究成果物は、読み書きの困難さのある児童への指導に効果的であり、活用させてもらっている。

本市では、教育委員会の指導主事と発達支援センターの心理の先生が学校を巡回してくださる。大変ありがたいと思っている。ただ、発達検査を実施してほしい時にニーズが多すぎて、対応していただくのが難しい現実もある。

(事務局)

「発達障害のある子どもへの指導充実事業」において「授業づくりヒント集」という研究成果物を作成し、昨年度、県内へ発信させていただいた。その中で、小・中学校の

通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒への指導の階層性について説明し、実践事例を紹介している。合わせて、今ご紹介のあった総合教育センターの研究成果物についても、「おすすめ！関連情報」という形でヒント集の中で紹介させていただいている。

(委員)

先ほど紹介いただきました総合教育センターの研究成果物や読み書きチェックについては、総合教育センターにお問い合わせいただき、多くの学校に教材等の研究成果物を利用していただいている。

研究成果物については、毎年、県内の課題に応じた新たなものを作るようにしているので、今後もぜひ活用いただきたい。

(委員)

障害福祉課は、発達障害の支援を所管している。質問ではなく情報共有としてお伝えする。二つの市から「発達障害等のある子について、市の支援機関と小中学校では情報共有をしているが、高校に進学したとたんに情報が途切れるようなことがある。高校に進学した後の情報についても、市町と情報共有をすべきである。」との要望が上がっている。

(会長)

今ご指摘いただいたのは、まさに本日事務局から説明いただいた中学校の特別支援学級からの進学について、近年、高等学校へ進学する割合が高くなってきたことと関連しており、必ずしも特別支援学校高等部に進むということではなく、高等学校の通常の学級でこういう子どもたちへの指導や支援をしていく必要があるということ。そのために、中学校との連携がより必要になってくるということだと思う。

(委員)

職業上、不登校やひきこもりの子どもに関わることがあるが、通級している児童生徒の中に不登校になっている子どもはいるのか。発達障害支援をする際に、通級で支援をする他、全く学校に来られない子への支援も同時に考えていかねばならないと思うが。

(事務局)

通級による指導は、通常の学級における指導の一部分を担うということから、不登校傾向という状況はあるが、発達障害に関して通級指導教室での指導や支援が効果的と考えられると校内で判断され、本人が通級に行くことに同意しているという場合には、通級による指導を受けている。不登校の状況にある児童生徒への対応は、非常にデリケートに行われるべきものであり、在籍校におけるその他の対応が中心になっていると思う。委員の皆様から、学校現場における支援の状況を聞かせていただきたい。

(委員)

市町によって、不登校のお子さんへの支援の状況に違いはあるかと思う。本市では、通級に来ている子もいる。適応指導教室に行っている子もいる。全く家から出られない子どもへの対応は、難しい部分もあると思う。

(委員)

通級指導教室では、子ども自身へのサポートと保護者のサポートをしてくださってい

る。対象の子どもは、通級の時間を楽しみにしている。ただ指導人数が多いために、通級による指導の利用期間を限定するという状況もあり、通級終了後は教育相談として対応をしていることも多い。

(委員)

学校の状況を言うと、不登校傾向や別室対応の生徒で発達障害のある生徒も多くいるが、状況を見ながら生徒指導や教育相談が中心に対応をしている。そのような対応では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、本市における訪問相談教育員がカウンセリングを行っている。そして、通級指導教室を利用する場合もある。自校通級であっても他校通級であっても通級指導教室に通うということは家から出るということであり、家を出て学校という場所に行き、違う空気を吸って自分の学校に戻ってみようというステップの場として通級を利用しているお子さんも現実としてはいらっしゃると思う。ただ、通級指導教室へ通う前には、主に発達障害があり、その対応が必要ということの審査があるので、不登校の子が全て通うということではない場合は、前段に申し上げた他の方法で支援している。

(会長)

これまで、資料1-1における「今年度の委員会で取り上げるテーマ」について、2に関する話をしてきた。1については、個別の指導計画等の作成に関わる話題があったが、それに絡む問題、あるいは医療と福祉との連携等に関する問題等で、その他の話題はいかがか。

(委員)

小学校における個別の指導計画の作成率について、積極的に作成に取り組んでいるところであるが、作成率としては減少しているということに改めて考えてみると、年度初めには作成しようと思立えたが、調査があった時期にはまだ作成されていないという状況は確かにあると思う。また、昨年度は計画を作成していたが、新しい学級での生活がはじまり、子どもの様子を見てみると、学級が変わり、落ち着いた様子から今年度は作成には至らないということや個別の教育支援計画に書き添える場合もある。そういう場合、作成のカウントはどうなっているのかなと思う。

事務局から説明があった「指導の階層性」について、通常の学級における一斉指導の中でのほんの少しの配慮や個別の支援といった段階的な指導や支援がある中で、これまでは高い支援を行っていたが、授業の工夫やユニバーサルデザイン化が進んでくると、一斉指導の中でやっていけるのではないかと、この子に特化した支援ではなく全体指導を工夫することでクリアできるところが増えてきた場合、個別の指導計画を作らなくてもいいということになると思う。

(会長)

小中学校の話が多くあったが、特別支援学校の委員より、特別支援学校に絡んでの話があればいただけるとありがたい。

(委員)

情報提供をさせていただく。教育と医療・福祉との連携ということに関わって、今年

の全国特別支援学校長会において「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を実施するという話があった。0、1、2歳の乳幼児への早期支援の話なので、聾話学校における教育相談をどうしていくといいかということや聴覚障害のある乳児・幼児・児童・生徒への支援について、医療や福祉の関係機関との連携を考えていきたいと思っている。

(委員)

知的障害のない発達障害の子が、特別支援学校に入れられないということで進学先が見つからず、引きこもってしまうというようなこともあった。高等学校においても通級による指導が開始されたと聞かせていただき、すばらしい取組であると思ったが、高校における取組状況を教えていただけるとありがたい。

(委員)

高等学校での通級による指導については、本県では昨年度より愛知高等学校で開始した。開始前の4年間に文部科学省から研究指定を受け、高校での特別支援教育についての取組を研究し、その時から通級指導という形で実施している。小中学校で行われている通級指導教室での指導と違いはある。対象生徒は、週5日6時間の通常の授業後、例えば月曜の放課後7時間目に、指定された教室で個別の指導を受けている。昨年度は5名の生徒に指導を行っていた。そのうちの数名は似たような困り感だったので一緒に指導を行ったが、本年度は、3名の生徒に対し、個別に指導を行っている。今後、指導を受ける生徒数は増えるかもしれない。

入学時にオリエンテーション等で、通級による指導についての説明をし、入学後の様子から通級による指導の必要性の有無を検討し、保護者と生徒の同意を得た上で指導を行っている。学校から通級による指導を勧めたが、保護者の思いから指導には至らなかったこともある。通級による指導対象生徒に限ったことではないが、人間関係を構築するのが苦手な生徒が多くいる。通級では、「何とかしたいな」と思っている生徒に対してソーシャルスキルやコミュニケーション能力の向上の部分に集中した形で、個別の指導をしている。

中学校等に次年度のいわゆる入試の選抜の方法等について情報発信をしていく中で、小中学校と同様の通級指導教室であるとか、特別支援学級が高校にできたというような認識をされている方が多くあるので、高校での取組の説明をしている。通級による指導は、高校の特別支援教育における一つの指導の新たな形態である。特別な支援が必要な生徒は通級指導の対象生徒以外にも多く在籍しているので、校内での特別支援教育のあり方を、教職員みんなでいろいろ考えているところ。

特別支援教育に関わる貴課の取組のおかげで、本校でも個別の教育支援計画等の作成が進んだ。特に中学校からの引き継ぎが、以前に比べて随分スムーズになってきたと思う。入学前に、高校から中学校に情報の引き継ぎに出向くが、実際に、その時にはなくこの夏休みに市町の福祉の関係機関の方から情報は届いたということもある。個別の指導計画や教育支援計画という形で情報が引き継がれてない場合も多くあるのは事実で、そういう部分でもしっかりと連携ができると支援が充実するのではないかと思う。

(委員)

「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」について、学習障害（LD）やLD周辺のスクリーニングや精査が進んでいる状況の中、以前は、LDに対して指導の評価やコンテンツもない状態だったが、県教育委員会がこのような取組をされることは意義がある。滋賀県全体の学力検査の平均点や結果についての議論ということではなく、教育全体において丁寧な一斉指導を行うことや、児童生徒の理解の底上げが大切であると思う。

先日、鳥取大学の小枝先生をお招きして、話を聞く機会があった。鳥取県では2013年から話題に挙がったような読み書きの習得状況に関わるスクリーニングを実施し、その翌年から指導をされ、読み書きの習得状況は随分底上げされたと聞いた。特別支援教育の範疇だけではなく、教育全般で「学びにくさ」ということを考え、滋賀県全体で共有していければいいかと思う。

(委員)

被虐待により障害児施設等に措置になる子どももいる。施設等においても、当然、その子たちの教育を保障しなければいけない。発達に課題がある子どもも増えており、そのような子たちへの特別支援教育の保障も非常に大きな課題として認識している。今後も、福祉と教育が連携しながら子どもたちをサポートしていきたい。

(副会長)

不登校の子どもたちの進路選択について、どの学びの場を選択されるのかは状況によって違いはあるが、その中に特別支援学校を選択される場合もある。その子にとって必要な学びの場として特別支援学校が選択ならば問題はないが、本人も含めて関係者が進路先を検討する中で、どの学校でどのような教育を受けられるか等の情報をしっかりと確認したうえで、進路先を決定することが大切。

県の事業について、好事例や取組の発信が大切という話があったが、特別支援学校にも優れた実践があり、特別支援学校のセンター的機能において、特別支援学校の実践がどのように発信されているかを検証する必要があると思った。小中学校・高等学校と連携しながら取り組んでいる事例がたくさんある。そういったものの発信を考えていくことも課題。切れ目のない支援をしていくためには、そういった繋がりをどう作っていくのかは、とても大切である。

(会長)

これらの意見を参考に、今後の施策を進める中で、或いは次回の委員会に向けて、事務局で本日の意見を整理してほしい。

・閉会挨拶